

議案第12号

南房総市白浜活性化施設「花の情報館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

南房総市白浜活性化施設「花の情報館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月27日提出

南房総市長 石井 裕

南房総市白浜活性化施設「花の情報館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

南房総市白浜活性化施設「花の情報館」の設置及び管理に関する条例（平成18年南房総市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第1条中「本館棟」の次に「、店舗棟」を加える。

別表中

本館棟	会議室A	1時間につき	220円	450円	
	会議室B	1時間につき	110円	220円	
	研修室	1時間につき	110円	220円	小学生未満は、 無料
	ホール	1平方メートル1日につき	170円	340円	

を

本館棟	会議室A	1時間につき	220円	450円	
	会議室B	1時間につき	110円	220円	
	研修室	1時間につき	110円	220円	小学生未満は、 無料
	ホール	1平方メートル1日につき	170円	340円	
店舗棟	物販販売	1平方メートル1月につき	900円		光熱水費は、利用者が負担

に改

める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第12号 南房総市白浜活性化施設「花の情報館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案					現 行					
(設置) 第1条 市は、花栽培等の新たな取組みをし、花卉農業等の振興、都市と農村の交流等により、産業の活性化を図るために本館棟、 <u>店舗棟</u> 、発芽室棟、温室棟及び有料駐車場（以下「活性化施設」という。）を設置する。					(設置) 第1条 市は、花栽培等の新たな取組みをし、花卉農業等の振興、都市と農村の交流等により、産業の活性化を図るために本館棟、発芽室棟、 <u>温室棟</u> 及び有料駐車場（以下「活性化施設」という。）を設置する。					
第2条～第18条 (略)					第2条～第18条 (略)					
別表（第7条関係）					別表（第7条関係）					
名称	単位	利用料金		備考	名称	単位	利用料金		備考	
		市内者	市外者				市内者	市外者		
本館棟	会議室A	1時間	<u>220円</u>	<u>450円</u>	本館棟	会議室A	1時間	<u>220円</u>	<u>450円</u>	
		につき					につき			
	会議室B	1時間	<u>110円</u>	<u>220円</u>			会議室B	1時間	<u>110円</u>	<u>220円</u>
		につき					につき			
	研修室	1時間	<u>110円</u>	<u>220円</u>		小学生未満は、無料	研修室	1時間	<u>110円</u>	<u>220円</u>
	につき					につき				
ホール	1平方メートル	1平方	<u>170円</u>	<u>340円</u>	ホール	1平方	<u>170円</u>	<u>340円</u>		
		メートル					メートル			
		1日					1日			
	につき					につき				
店舗棟	物販	1平方	<u>900円</u>		店舗棟	物販	1平方	<u>900円</u>		
	販売	メートル				販売	メートル			光熱水費は、利用者が負担
		1月					1月			
		につき					につき			

附 則 (抄)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。